

ミライニ広場ご利用案内

2022年8月



酒田駅前交流拠点施設ミライニ

1.使用までの流れ

[STEP 1] 広場の空き状況確認・仮予約

3カ月前から

- ・ 仮予約の前に広場使用予定日の空き状況をご確認ください。
- ・ 使用予定日の3カ月前から仮予約申込みを受付します。〈例〉11月1日使用予定日→8月1日に仮予約可能
- ・ 団体名(名前)・使用予定日・実施する使用内容についてお聞かせください。

申請書を出す前に

活動内容に応じて関係機関へ確認、手続き等を行う

[STEP 2] 「ミライニ広場使用許可申請書」等の提出

14日前まで

- ・ 下記書類をご記入、添付の上、使用予定日の14日前までに提出してください。
 - ①ミライニ広場使用許可申請書
 - ②広場使用レイアウト図
 - ③使用内容の分かる企画書等又は配布物(チラシ等)がある場合※提出が確認できない場合、仮予約が無効となる場合があります。

※受付は先着順で使用許可申請書の提出をもって正式に予約完了とさせていただきます

審査

審査結果(使用許可・不許可)のご連絡

- ・「ミライニ広場使用許可申請書」提出後、主催者様に使用許可または使用不許可のご連絡をいたします。
- ・ミライニ広場使用許可書は、ご利用当日に発行いたします。



[STEP 3] ご利用当日 「ミライニ広場使用許可書」発行

- ・ご利用当日の開始時間前にメインカウンターへお越してください。
- ・使用料は現金でのお支払いとなりますので、なるべくお釣りのないようご準備ください。



[STEP 4] 使用報告書記入・提出

- ・広場の使用が終了したとき、現状に回復し、引き渡しは「使用報告書」をもって行います。

■ご予約・問合せ

電話 または ミライニのメインカウンター

※受付時間 9:00～19:00 (12/31～1/2除く)

使用予定日の3カ月前

(例：11月1日の利用は8月1日から仮予約可)

※年度内に限ります

酒田駅前交流拠点施設ミライニ

〒998-0023 山形県酒田市幸町一丁目10番1号

TEL : 0234-24-2996

FAX : 0234-43-6313

*今後の状況により、利用方法等変更になる可能性があります

2. 使用料金について

(1) 通常

ご利用時間には準備・後片付けの時間を含みます

使用区分	午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00
1区画 ※1	500円	500円	500円
ステージ ※2	1,000円	1,000円	1,000円
全面[ステージ含む]	6,000円	6,000円	6,000円

- ①広場の占有は、最低1区画からとなります。
- ②お一人(一団体)の申込みで6区画以上の占有の場合は、全面扱いとなります。
- ③営利を目的とする場合は、通常使用料の2倍の額となります。
- ④興行を目的とする場合は、通常使用料の5倍の額となります。

(※1) 1区画とはテント(3.0m×3.0m以下)1張を張った場合、および、キッチンカー1台あたり約50㎡を使用するものとみなします。

(※2) ステージは周囲も含め約100㎡を使用するものとみなします。

(2) 営利目的[2倍額]

ご利用時間には準備・後片付けの時間を含みます

使用区分	午前 9:00~13:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:00~21:00
1区画 ※1	1,000円	1,000円	1,000円
ステージ ※2	2,000円	2,000円	2,000円
全面[ステージ含む]	12,000円	12,000円	12,000円

- ①広場の占有は、最低1区画からとなります。
- ②お一人(一団体)の申込みで6区画以上の占有の場合は、全面扱いとなります。
- ③営利を目的とする場合は、通常使用料の2倍の額となります。
- ④興行を目的とする場合は、通常使用料の5倍の額となります。

(※1) 1区画とはテント(3.0m×3.0m以下)1張を張った場合、および、キッチンカー1台あたり約50㎡を使用するものとみなします。

(※2) ステージは周囲も含め約100㎡を使用するものとみなします。

3. 貸出備品一覧

- ・協議の上、備品を貸出いたします。貸出備品料はかかりません。
- ・備品の持ち込みも可能です。持ち込み料もかかりません。
- ・12/31～1/2は貸し出しはできません。

2024年9月現在

No.	名称	寸法	数量	単位
1	テント	3.0m×3.0m	10	張
2	テント(小)	2.5m×2.5m	2	張
3	テント用おもり ※テント1張につき8個使用	5kg	96	個
4	テント用横幕セット(3面)	側面2枚・背後1枚	6	セット
5	テーブル(折り畳み)	幅170.5×奥行60.5×高さ74cm	50	個
6	長イス[グリーン]	幅109×奥行39.5×高さ38cm	15	脚
7	丸イス[ブラック]	直径32cm、高さ45cm	50	脚
8	屋外チェア[グリーン]	幅42×奥行45×高さ82cm、座面高さ38cm	16	脚
9	屋外テーブル[グリーン]	直径77cm、高さ74cm	4	台
10	屋外チェア[ホワイト]	幅49×奥行51×高さ77.5cm、座面高さ47cm	16	脚
11	屋外テーブル[ホワイト]	幅65×奥行65×高さ69.5cm	4	台
12	屋外用電気ドラム30m		7	個
13	運搬台車(倉庫⇄広場運搬用)		3	台
14	看板パネル(防水/水タンク・置台有)	A 1両面	2	セット
15	LEDワークライト(防水/防塵)	スタンドタイプ	8	台
16	養生ボード	横182×縦91cm、厚さ0.2cm	25	枚
17	カラーコーン[グリーン]		20	個
18	コーンヘッド	4kg	20	個
19	コーンバー[グリーン/ホワイト]		10	本

4. 搬入・搬出について

- (1) 搬入・搬出は広場出入口から行ってください。
- (2) 搬入・搬出の際は、必ず1人以上の誘導員を配置し、歩行者などに十分注意してください。また、照明などを破損・損傷しないように注意願います。
- (3) 使用者用の駐車場はありませんので、駐車される場合は酒田駅前駐車場を利用してください。午前8時から午後10時まで、最初の2時間までは無料です。2時間を超える分は、30分ごとに110円を加算した額となります。合計額が1,000円を超える場合は、当該算定にかかわらず入場から24時間までは1,000円とし、24時間を超える場合は、1,000円に超過時間30分ごとに110円を加算した額となります。

5. 持ち込み備品について

- (1) 持ち込んだ備品が破損または破棄されても、一切責任を負いません。
- (2) 芝生の上にテントや机などを設置する場合は、可能な限り芝生を傷めないような処理を取ってください。
- (3) 音響設備を使用する場合は、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行ってください。また、夜間については、スピーカー等を用いた音楽の演奏や再生時にご相談ください。なお、騒音などで通行者や近隣住民から苦情が出た場合は、使用を禁止していただく場合があります。

6. 注意事項

- (1) 使用時間は、設置・撤去の時間も含め午前9時～午後9時までとします。
- (2) 会場警備や来場者整理は、使用者の責任で行ってください。
- (3) 広場内の園路を通行する歩行者やスペースを確保するように努めてください。
- (4) 会場警備が不十分な場合や、園路や周辺の歩行者の通行を著しく妨げるような事態が発生した場合は、強制的に使用を中止していただくことがあります。
また、この場合の損害については、一切責任を負いません。
- (5) 雨天等で使用を中止する可能性がある場合は、事前に中止決定判断の日時を連絡してください。
また、中止または決行の判断をされた時点で連絡をお願いいたします。
連絡がない場合または特別な理由(当日の天候等)がない場合は、広場使用料を全額いただきます。
- (6) 広場内で排水はできません。イベント等で発生した汚水や油については使用者で処理してください。また、調理器具等の洗浄もできません。
- (7) 火気の使用は最低限のものとし、十分注意して使用してください。
また、火気を使用する場合は必ず消火器を1本以上用意し、十分注意し、わかりやすい場所に設置しておいてください。
- (8) 電気を使用する場合は、事前に申し出てください。
- (9) 広場内は禁煙です。
- (10) 積雪時、管理者による除雪は行いません。ご理解の上ご利用の申込みをしてください。
- (11) 荒天時の代替場所(光の湊共用ロビー)につきましては、光の湊管理組合様と現在協議中です。

7. 清掃・現状回復

- (1) 広場の使用が終了したとき、ただちにその場所を現状に回復してください。引き渡しは使用報告書をもって行います。
- (2) 清掃等も含め、使用が完全に終了したときはその旨をミライニへ連絡し、ミライニによる現場確認を受けてください。
- (3) 広場にゴミ箱はありません。使用時に発生したゴミについては、使用者において回収し、持ち帰ってください。

8. 関係法令の遵守

- (1) 広場を使用するにあたり、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）、管理運営基準およびこの使用規約を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請書等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても、一切の責任を負いません。
- (2) 飲食物を調理・提供するときは保健所での手続きが、火気を使用するときは消防署での手続きが必要な場合がありますので、特に注意してください。

9. 広場使用レイアウト図

※使用許可範囲は赤で囲われた部分です。

